

第36回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和4年5月27日(金)
- 2 開催時間 午前10時30分開会 午前11時20分閉会
- 3 開催場所 大正農業者トレーニングセンター 大集会室
- 4 出席委員 24名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣 利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 15番 飯田 祐一
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員
 - 3番 小倉 豊、14番 森 和裕
- 6 議事録署名委員
 - 5番 荒川 満雄、6番 松金 栄治
- 7 議事内容
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取に係る専決処分について
 - (4) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
 - (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (6) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (7) 議案第4号 農地の転用許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第5号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (9) 議案第6号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
 - 事務局長 山名 克之 農地課長 境 憲行
 - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任補 齊藤 千紘
 - 農地係係員 伊藤 智哉

事務局 長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第36回帯広市農業委員会を開会いたします。
中谷 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	それでは議事に入ります。 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 長	報告いたします。 本日の出席委員は24名です。議席番号 3番小倉委員、14番森委員につきましては、欠席の申出を受けております。 委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。 本日の議事は、開催次第3.次第にあるとおり、報告が3件、議案が6件、その他が1件でございます。 (配布資料の確認) 以上です。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、5番 荒川委員、6番 松金委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。 報告案件に入る前に、事務局より本日の総会の進行について説明させます。
事務局(境課長)	(本日の総会進行に関し、報告・議案説明の簡略化について説明)
議長	それでは報告案件に入ります。報告第1号及び第3号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。 では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」を報告いたします。 4月分の調査結果について、濱野調査委員長より報告をお願いします。
濱野調査委員長	2頁 報告第2号 1 現況証明の附番1から3の3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。 以上で、4月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。 以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)

議 長	<p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p>
事務局(齊藤主任補)	<p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番1から2の2件の合意解約について朗読・説明)</p> <p>以上附番1から2の2件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは審議に入りますが、附番1については堀口委員が関係しており、「帯広市農業委員会委員議事参与に関する申し合わせ」に基づき、議事参与の辞退の申し出がありましたので、ここで一時退席していただきます。</p>
議 長	<p>【堀口委員退席】</p> <p>それでは附番1について審議を行います。</p> <p>ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p>
議 長	<p>【堀口委員着席】</p> <p>引き続き、附番1を除く1件について審議を行います。先ほどの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p>
事務局(齊藤主任補)	<p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番6から9の賃貸借4件について、調査票に基づき朗読、説明。)</p> <p>以上附番6から9の4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>

議長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

山崎委員

附番6から附番9について、山崎委員よりお願いいたします。

附番6から附番9までの4件について、一括して意見を申し上げます。まず附番6ですが、申請農地は現在借主が代表となっている法人において営農されており、借主自身が営農に携わっておりましたが、今後は借主が個人で営農するものであり、附番7と合わせて規模拡大を図るものです。

これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。

次に、附番8ですが、申請農地は現在、貸主個人が営農していたもので、今後は自身が代表を務める法人に経営を移行することとなったものであり、附番9と合わせて規模拡大を図るものです。

これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておらず、また附番8と9を合わせると2haを超えることから、全部利用要件や地域調和要件、及び下限面積要件について、いずれも問題ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(伊藤係員)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第3号、「1.農業就業者育成・確保施設整備計画」附番4の農家住宅1件、「2.農用地利用計画」附番2及び4のその他(農家住宅)への除外2件、附番3の農地への用途変更1件、「3.農地転用計画」附番4の農家住宅の建築のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

議長

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺ったのち審議に入りますが「2.農用地利用計画」附番3については堀口委員が関係しており、「帯広市農業委員会委員議事参与に関する申し合わせ」に基づき、議事参与の辞退の申し出がありましたので、ここで一時退席していただきます。

【堀口委員退席】

議長

それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。

「2.農用地利用計画」附番3について、合歓垣委員よりお願いいたします。

合 歓 垣 委 員 　　それでは意見を申し上げます。附番 3 です。 申請地は、農地として有効活用するために、農用地利用計画を変更するものでありますので、速やかに計画変更をするべきと考えます。説明は以上です。

議 長 　　ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委 員) 　　(なし)

議 長 　　ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

【堀口委員着席】

議 長 　　引き続き、「2. 農用地利用計画」附番 3 を除く 4 件について審議を行います。それではまず、地区担当委員の意見を伺います。

「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番 4、「2. 農用地利用計画」附番 4、及び「3. 農地転用計画」附番 4 について、梶川委員よりお願いいたします。

梶 川 委 員 　　それでは意見を申し上げます。附番 4 です。申請者の後継者が広野市街より毎日通いで農作業を行っており、効率が良くない事や転用によって周辺農地を耕作する上で影響はないと思われるので、転用することは止むを得ないものと考えます。

以上です。

議 長 　　ありがとうございました。続いて「2. 農用地利用計画」附番 2 について、合歓垣委員よりお願いいたします。

合 歓 垣 委 員 　　それでは意見を申し上げます。附番 2 です。農地を転用せず、既存宅地内で農業者住宅を建てる計画であることから、効率的な土地利用であると考えます。

説明は以上です。

議 長 　　ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委 員) 　　(なし)

議 長 　　ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に、議案第 4 号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(伊藤係員) 　　農地法第 4 条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。
(議案第 4 号、附番 1 の農家住宅の建設 1 件について、調査書に基づき朗読・説明)
なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第 4 条の各要件に合致していることを確認しております。

議	長	<p>それでは、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番1について、梶川委員よりお願いいたします。</p>
梶川委員		<p>それでは意見を申し上げます。附番1ですが、議案第3号 附番4で説明した通り、申請地を農家住宅に転用することは止むを得ないものと考えます。以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。</p> <p>次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(伊藤係員)		<p>農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第5号、附番1の砂利採取に係る一時転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。</p>
議	長	<p>それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番1について、尾関委員よりお願いいたします。</p>
尾関委員		<p>それでは意見を申し上げます。附番1です。事務局からの説明のとおり、申請地は起伏があるため、砂利を採取し、平坦な農地にすることによって、良い農作業ができることから、砂利採取についての一時転用は止むを得ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議	長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することと決定し、本件につきましては、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち会長専決により許可書を交付することについてご異議ございませんか。</p>
(委員)		(なし)
議	長	<p>ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可を行うことといたします。</p>

		次に、議案第6号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(齊藤主任補)		農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第6号、一般分(1)賃借権等の設定 附番21の1件について、調査書に基づき朗読・説明。)
議	長	以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
(委員)		それでは審議に入ります。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
議	長	(なし) ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。
		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
議	長	続いて「その他」に入ります。 「農業委員会活動令和3年度点検評価及び令和4年度活動計画」について、事務局より説明させます。
事務局(佐々木係長)		(「農業委員会活動令和3年度点検評価及び令和4年度活動計画」についての説明)
議	長	ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご質問等が無いようですので、原案のとおりといたします。 予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委員)		(なし)
議	長	特に無いようですので、以上で終了いたします。 次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(佐々木係長)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事務局	長	ご起立願います。お疲れさまでした。